

長野県上伊那広域水道用水企業団職員定数条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕  
条 例 第 2 号

改正 昭和 57 年 3 月 30 日条例第 1 号  
昭和 59 年 3 月 29 日条例第 1 号  
昭和 60 年 3 月 16 日条例第 2 号  
昭和 61 年 3 月 15 日条例第 1 号  
平成 2 年 3 月 29 日条例第 1 号  
平成 4 年 3 月 24 日条例第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定による長野県上伊那広域水道用水企業団の一般職の常勤の職員の定数は、13 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 16 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。